

7 新型コロナウイルス感染症に対する考え方

(1) 療養期間の考え方

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは、外出を控えることを推奨します。



国立感染症研究所のデータによれば、発症後3日間は感染性のウイルスの平均的排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少する(5日間経過後のウイルス排出量は、発症日の20分の1～50分の1程度)といわれています。このことから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

- 発症後10日間が経過するまでは、ウイルスを排出する可能性があるため、周囲へうつさない配慮は必要です。不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

感染症拡大防止に
ご協力ください



(2) 検査について



検査についての考え方

- インフルエンザなどのように、本来検査とは「治療」のためにあるものです。そのため、症状が出たら検査を行い、陽性であれば抗ウイルス薬の処方や症状に応じた治療、そして新たなゾーニングが検討される形での検査実施が理想です。スクリーニングは必須としません。
- 感染が疑われる重症化リスクの高い方を、早期に適切な治療へつなげることが重要です。
- 抗原検査（定性）の感度から、無症状者の場合は陰性と出ても、必ずしも感染していないとは言えません。無症状者への抗原検査（定性）は、費用と業務と受検者への負担なども考えながらご検討ください。

■ 症状がある方への抗原検査を基本とします。

- 抗原定性検査キットにて施設で検査を実施する場合は、国が承認した「医療用医薬品」または「一般用医薬品」検査キットをお使いください。キットが入っている箱に「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と記載されています。



研究用検査キット



- 「研究用」と表示されている検査キットは、性能等が確認されていないので、コロナ罹患の有無を調べる目的での使用にはご注意ください。

注意

- 抗原検査のタイミングは、感染初期はまだウイルス排出量が少ないので検出できないことがあります。基本的には発熱・咳や咽頭痛など症状が出てから、半日～1日程度待って検査することをお勧めします。
- 検査で陰性になっても、発熱や咳などの症状が続く場合は、医療機関に相談しましょう。
- 療養期間が終了する際の検査は不要です!
療養解除された方でも、1ヶ月程度は陽性の結果となることがあります。10日が経過するまではウイルスを排出する可能性があるため、周囲へうつさない配慮は必要です。

(3) 保健所への届け出の目安

施設での新型コロナウイルス感染症発生状況が、以下のいずれかに該当する場合、電子申請届出システムにより発生報告をします。

緊急時は、電話による報告でも構いません。

- 1) 死亡者又は重篤者が1週間以内に2名以上発生
- 2) 10名以上又は全利用者の半数以上発生
- 3) 上記に該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合
- 4) その他、発生人数を問わず、施設等での相談や支援を希望する場合
＜社会福祉施設等 集団発生時の保持等への保健所等への報告が必要な場合（抜粋）

※ 報告書は、保健所、社会福祉課で各々報告内容を確認し、感染対策困難時の助言や行政検査、医療職応援派遣の相談等に対応します。

電子申請届出システムによる届出方法はこちらから



[釧路総合振興局ホームページ（釧路保健所または社会福祉課）](#)

社会福祉施設等で陽性者が発生した場合等の報告について（令和5年5月8日以降）

- 釧路総合振興局保健環境部社会福祉課 (hokkaido.lg.jp)

<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/167739.html>

【問い合わせ先】

- 釧路保健所 (代) 0154-65-5811
- 釧路総合振興局社会福祉課 0154-43-9254